補 足 説 明

①入札書の提出方法

入札書（見積書）を持参（ただし、土曜日、日曜日、祝日には受領しない。）又は郵送（提出期間内必着）で行ってください。なお、郵送方法については、一般郵便、書留、配達証明、その他宅配業者のメール便等のいずれでも可としますが、各入札参加業者の責任において選択してください。

②入札書の日付について

入札書の日付は、入札書を作成した日**（入札書提出期限の同日以前）**を記載してください。

日付のないもの、または日付の記載誤りがある場合、当該入札書は無効となりますのでご注意ください。

③委任状の日付について

委任状がある場合、委任状の日付は、委任状を作成した日を記載してください。委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはありませんので、**委任状の日付は、入札書作成日の同日以前**となります。